

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第五十六号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の表中「総務部総務課」を「総務部企画管理室」に、

健康福祉部企	医療政策部企
--------	--------

画管理室

健康福祉部

を

福祉医療部企

画管理室

医療政策部

画管理室

福祉医療部

に改める。

第六条の表第四号中「医療政策部薬務課」を「福祉医療部医療政策局薬務課」に改め、「（急性灰白髄炎の生ワクチン売払代金を除く。）」を削り、同表第六号中ケを削り、クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ ふるさと奈良県応援寄附金の収納を行うこと。

第六条の表第六号中セを削り、ソをセとし、タを削り、チをソとし、ツをタとし、同号テ中「奈良県中小企業高度化資金等貸付規則」を「奈良県中小企業高度化資金貸付規則」に改め、同号テを同号チとし、同号ト中「使用料及び労働会館」を「奈良労働会館に係る使用料及び奈良労働会館」に改め、同号トを同号ツとし、同号ナを同号テとし、同号ニから同号ネまでを同号トから同号ニまでとし、同表第十号中「次号」の下に「及び第十二号」を加え、同表に次のように加える。

<p>十二 産業会館に勤務する出納員</p>	<p>ア 徴収金に係る事務を除き、当該産業会館に係る次に掲げる事務を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現金及び歳入歳出外現金の出納及び保管</li> <li>(2) 保管有価証券の出納及び保管</li> <li>(3) 物品及び占有動産の出納及び保管</li> <li>(4) 財産の記録管理</li> <li>(5) 支出負担行為に関する確認</li> </ol> <p>イ 奈良県労働会館条例に基づく中和労働会館に係る使用料及び中和労働会館に係る諸収入の収納を行うこと。</p>
------------------------	---

第十八条の二第一号中「地方税」の下に「（当該地方税に係る地方税法第一条第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）」を加え、同条第二号中「県税」の下に「（当該県税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）」を加える。

附則第三項中「地域振興部南部東部振興課、」の下に「地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室、」を加え、「医療政策部病院マネジメント課新総合医療センター建設室」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。